

## 藤沢市消防局 SNS 運用ガイドライン

### 1 目的

藤沢市消防局の広報は、開かれた消防行政を目指しつつ、市民の安心安全につなげるため、独自性ある発信を積極的かつ効果的に行うとともに、発信する情報も、一元的に集約し消防局が一体となり強力な発信力を作り出していく必要がある。

本ガイドラインは、発信力が強く、多くの人の目に留まりやすい SNS を利用することで、効果的な広報活動を行うとともに、職員の留意すべき事項を定めることを目的とする。

### 2 発信する情報の内容

藤沢市消防局として SNS を運用する上で、消防行政情報を発信する内容については、次のとおりとする。

(1) 日々の訓練や業務の中で、情報発信することにより市民へのアピール等に繋がると考えられるもの。

(例) 個人訓練・総合訓練・暑熱順化等の「訓練に関する情報」、火災予防キャンペーン、救急フェア、音楽隊活動等の「イベント情報」、火災予防・救急等に関する「啓発情報」等々。

(2) 熱中症情報等の気象にかかわる注意喚起（火災に関するもの以外）

(3) 放火の情報、乾燥注意報等の火災予防に関する啓発情報

(4) 月間及び年間の火災・救急件数

(5) 大規模災害発生時等緊急時に市民への情報提供に関すること。

(6) その他必要に応じ認められたもの。

### 3 セキュリティ等

パスワードは消防総務課にて管理し、推測しがたいものに設定、定期的に変更すること。

### 4 管理者及び発信担当者

SNS の適正な運用を図るため、消防総務課に管理者を置くものとし、管理者は消防総務課長とする。

また、消防局各課に発信担当者を置き、発信する情報を管理するものとする。

### 5 運用端末

アカウントを運用する端末は、業務で使用している端末とする。

緊急時において業務端末が使用できなくなった場合のみ、所属長の了解を得た上で個人のスマートフォンを使用できるものとする。

## 6 運用時間

更新、編集及び投稿は、原則として業務時間内に行うものとする。（緊急時を除く。）また、必要に応じて投稿予約を行う。

## 7 情報発信時の注意事項

情報発信を行う際は、次の事項に則って行う。

- (1) 「藤沢市職員の業務上でのソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」及び本ガイドラインに沿って運用する。
- (2) 消防局各課及び南・北消防署管理課においては、別紙「SNS投稿時チェックリスト」を用いて、広報担当者と各課長で内容等をチェックする。その後、管理者の確認を受け、消防局各課にて情報発信をする。
- (3) 警備課については、上記リストにより各隊長、警備課長、管理課長のチェック後に、消防総務課にて情報発信をする。

## 8 誤った情報を発信した場合の処理

- (1) 原則として一度発信した情報は削除しない。ただし、個人情報の掲載等、至急削除が必要な内容についてはこの限りでない。
- (2) 発信した情報内容に誤り等があった場合は、別途修正の情報発信を行う。

## 9 その他運用方針

原則としてフォローや「いいね」、リプライ等のリアクションは行わないが、リツイートは、必要に応じて行うことができる。

## 10 アカウムの削除等

- (1) アカウムの運用することが不可能となった場合は、アカウムの削除を行う。
- (2) アカウムの削除する際は、アカウムの削除する旨の情報発信を行い、一定期間経過後に削除する。

このガイドラインは、2021年（令和3年）7月19日から施行する。

## SNS投稿時チェックリスト

### ① 投稿全般

(※SNSの特性を踏まえ、以下の視点から投稿内容を見直す。)

- 情報公開解禁日前の情報ではないか。
- 日時・曜日に誤りがないか。
- 誤字・脱字がないか。
- 正しい日本語で、簡潔明瞭な文章となっているか。
- 他者を傷つけたり、誤解を生じさせる表現はないか。  
(差別的な表現を含む。)
- 個人情報が含まれていないか。

### ② URL等を貼り付ける場合

- URLやQRコードのリンク先は正しいか。

### ③ 写真や動画を投稿する場合

(※動画投稿は、消防総務課からのみ可能なため、各課の依頼を受け実施。)

- 肖像権・著作権を侵害するようなものが写っていないか。  
(動画は、加工・編集したものについては、「藤沢市消防局公式 YouTube」に投稿することができる。その際は、特に音楽に関する著作権について留意する。)
- 第三者の顔が写っていないか。(個人を特定できるか。)
- 投稿する内容と関連しているか。
- 機密情報や個人情報等が写り込んでいないか。